

「市民大学きたもと学苑」規約の一部を改正する新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(役員)</p> <p>第5条 本学苑に次の役員を置く。</p> <p>(理事会)</p> <p>第7条</p> <p>2項 理事会は、必要に応じ、あらかじめ理事の互選で定めた筆頭理事が招集する。</p> <p>3項 理事会は、本学苑に関する事項を審議し処理する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 本学苑に次の役員を置く。<u>なお、副学苑長は理事を兼ねることができる。</u></p> <p>(理事会)</p> <p>第7条</p> <p><u>2項 理事会に理事長を置く。理事長は理事の互選で定める。</u> (新規追加する)</p> <p><u>3項 理事会は、必要に応じ、理事長が招集する。</u></p> <p><u>4項 理事会は、本学苑に関する事項を審議し処理する。</u></p>

